

ひょうたん島川の駅ネットワーク構想策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 ひょうたん島川の駅ネットワーク構想（以下「構想」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、ひょうたん島川の駅ネットワーク構想策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、構想の策定に必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織等)

第3条 市民会議は、委員10人程度で組織する。

- 2 委員は、見識を有する者、公募市民等の中から市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、依頼の日から構想が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長として進行する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面により意見を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、都市建設部都市建設政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。